

平成23年度第1回小国町地域公共交通会議次第

日 時 平成23年6月20日（月） 午前10時30分～

場 所 小国町役場 大会議室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 会長あいさつ

4 委員紹介

5 議 事

（1）認第1号 平成22年度事業報告について

（2）認第2号 平成22年度収支決算について

（3）会計監査報告

（4）議第1号 道路運送法施行規則第51条の10に基づく小国町営バス（路線バス）の更新の登録に係る運行内容の承認について（資料1）

（5）小国町地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

（6）その他

6 その他

7 閉 会

小国町地域公共交通会議委員名簿

種別	役職	氏名	H23第1回会議 出欠状況
町(設置者)	小国町副町長	小林 新太郎	○
事業者	小国タクシー(株)代表取締役	山口 修一	○
住民等代表	小国町議会総務厚生常任委員長	高野 健人	○
	小国町老人クラブ連合会会長	本間 芳夫	○
	元 叶水地区老人クラブ会長	伊藤 正夫	○ (代理:渡部 功)
	白沼地区老人クラブ会長	加藤 豊一	○
	北部地区老人クラブ会長	齋藤 利三郎	○
	小玉川地区老人クラブ会長	横山 隆	○
	足中地区老人クラブ会長	島貫 久壽	○
運輸局	山形運輸支局首席運輸企画専門官 (輸送担当)	早川 勤也	○
	山形運輸支局首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	兼平 悟	○
道路管理者	米沢国道維持出張所長	石井 真吾	×
	置賜総合支庁 西置賜道路計画課長	海老名 傑	○ (代理:課長補佐 庄司 尚三)
	地域整備課長	齋藤 一	○ (代理:建設管理室長 舟山 博)
警察	小国警察署地域交通課長	土門 慎太郎	○
町営バス運転業務 受託事業者	おぐに白い森(株)代表取締役	渡部 敏明	○
鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株) 新潟支社小国駅長	圓山 光昭	×
商工会	小国町商工会商工振興課長	渡部 好一	○
教育関係者	教育次長	渡部 三典	○
事務局	町民税務課長	伊藤 幸治	○
	町民生活室長	軽部 博明	×
	町民生活担当主査	金 鋼一	○
	町民税務課主事	廣瀬 孝徳	○
オブザーバー	山形県置賜総合支庁総務企画部 地域振興課 地域振興主査	星川 知昭	○

平成22年度小国町地域公共交通会議 事業報告

1 会議の開催

①第1回会議

- 日 時：平成22年5月18日（火）
場 所：おぐに開発総合センター 集会室
出席者：委員16名、事務局4名
主な内容：・H21年度事業報告・収支決算について
・H22年度事業計画・収支予算について
・足中線及び白沼線のデマンドタクシー実証運行について

②第2回会議

- 日 時：平成22年12月17日（木）
場 所：小国町役場 大会議室
出席者：委員17名、事務局3名
主な内容：・足中線及び白沼線デマンドタクシーの実績及びアンケート調査の結果について
・H23年度の町内公共交通について
・道路運送法第79条登録による足中線及び白沼線の廃止について

2 デマンドタクシーの実証運行

- ①運行路線：足中線及び白沼線
②運行期間：平成22年6月1日～平成23年3月31日
③委託業者：（株）小国タクシー
④運行実績：別紙のとおり

3 住民アンケートの実施

- ①目 的 平成22年度に実証運行を行った足中線及び白沼線におけるデマンドタクシーに対して町民がどのような意見や要望を持っているかを把握することで、平成23年度から実施予定の本格運行に対する基礎資料とするため。
②期 間 配布：平成22年10月18日（月）
回収：平成22年11月 1日（月）
③対 象 足中線：足野水、市野沢、百子沢、足水中里、樽口地区（52世帯）
白沼線：種沢、松岡、伊佐領、箱の口、沼沢一、沼沢二、白子沢、間瀬地区（266世帯）
その他：町中心部在住でデマンドタクシーを利用したことのある世帯（3世帯）
④配布・回収方法 各地区駐在員に依頼し配布及び回収を行った。
⑤回 収 268票（回収率＝83.5%）

平成22年度 足中線・白沼線デマンドタクシー実証運行実績

登録者数(金目線利用者含む)※平成23年3月31日現在 228人
 うち 足中線沿線住民 54人
 白沼線沿線住民 135人
 金目線沿線住民 29人
 上記沿線以外住民 10人

1. 便数(便)

足中線	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
運行可能便数	10	8	10	8	8	10	8	8	8	10	88
運行便数	10	8	10	8	8	10	8	8	8	10	88
うち大型	3	4	4	7	6	5	7	4	5	8	53
うち2台	0	0	0	0	0	2	1	2	3	2	10
運行率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

白沼線	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
運行可能便数	18	18	16	18	18	14	20	16	14	18	170
運行便数	17	18	16	18	18	14	20	16	14	18	169
うち大型	11	8	8	11	9	3	11	10	7	11	89
うち箱の口折返し	7	9	7	3	2	2	4	0	0	0	34
うち2台	0	0	0	0	2	6	2	4	6	7	27
運行率	94.44%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	99.41%

2. 利用者数(人)

足中線	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
高校生以下	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
一般	0	0	0	0	0	0	2	2	4	8	16
70歳以上	36	48	52	58	45	72	64	56	61	86	578
計	36	48	54	58	45	72	66	58	65	94	596
平均乗車人数	3.60	6.00	5.40	7.25	5.63	7.20	8.25	7.25	8.13	9.40	6.77
H21利用者数	52	49	43	52	50	74	80	42	65	75	582

白沼線	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
高校生以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般	9	4	7	3	7	8	15	19	21	16	109
70歳以上	88	96	80	103	104	97	111	99	106	137	1021
計	97	100	87	106	111	105	126	118	127	153	1130
平均乗車人数	5.71	5.56	5.44	5.89	6.17	7.50	6.30	7.38	9.07	8.50	6.69
H21利用者数	155	151	130	163	163	161	144	126	143	149	1,485

3. 利用料収入(円)

	5~6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
足中線通常利用料収入	7,870	10,460	11,920	12,210	10,090	15,060	14,020	10,710	14,770	20,670	127,780
白沼線通常利用料収入	14,310	13,670	13,610	15,580	18,860	16,240	19,460	21,740	22,080	23,540	179,090
回数券収入	2,300										2,300
定期券収入											
計	24,480	24,130	25,530	27,790	28,950	31,300	33,480	32,450	36,850	44,210	309,170

4. 運行委託料(円)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
足中線分	85,700	110,300	84,400	80,000	70,800	91,800	87,400	89,600	102,200	120,000	922,200
白沼線分	148,800	126,400	144,300	177,900	188,800	183,000	202,100	196,200	184,800	220,300	1,772,600
計	234,500	236,700	228,700	257,900	259,600	274,800	289,500	285,800	287,000	340,300	2,694,800

平成22年度小国町地域公共交通会議収支決算書

収入の部

単位:円

款	項	目	決算額	予算額	増減額	摘 要
1負担金	1負担金	1負担金	0	0	0	
2補助金	1補助金	1補助金	2,523,008	2,543,000	△ 19,992	・地域公共交通活性化再生総合事業補助金:1,192,815円 ・小国町補助金:1,330,193円
3繰越金	1繰越金	1繰越金	0	0	0	
4諸収入	1諸収入	1雑入	309,420	385,000	△ 75,580	・デマンドタクシー利用料収入:309,170円 ・預金利子:250円
合 計			2,832,428	2,928,000	△ 95,572	

支出の部

単位:円

款	項	目	決算額	予算額	増減額	摘 要
1運営費	1会議費	1会議費	132,130	186,000	△ 53,870	委員報酬、費用弁償等
	2事務費	1事務費	3,350	10,000	△ 6,650	振込手数料、印紙代
2事業費	1事業費	1事業費	2,696,948	2,732,000	△ 35,052	デマンドタクシー運行経費:2,694,800円 その他:2,148円
3予備費	1予備費	1予備費	0	0	0	
合 計			2,832,428	2,928,000	△ 95,572	

監 査 報 告 書

平成22年度小国町地域公共交通会議の会計について監査したところ、その内容は正確かつ適正であると認めたので報告いたします。

平成23年 6月16日

監 事

高野健 

監 事

渡部敏明

小国町地域公共交通会議

会 長 小 林 新太郎 殿

議第1号

道路運送法施行規則第51条の10に基づく小国町営バス（路線バス）の更新の登録に係る運行内容の承認について

1 運送主体

山形県小国町

2 運行形態

- ① 道路運送法第78条第2号に規定する「自家用有償旅客運送」
- ② 「自家用有償旅客運送」のうち道路運送法施行規則第49条第1号に規定する「市町村運営有償運送」
- ③ 「市町村運営有償運送」のうち町内の過疎地域や一部都市地域などの交通空白地帯において、一般乗合旅客自動車運送事業によっては地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保することが困難となっている場合において、市町村自らが当該市町村内の住民の旅客輸送の確保のために運行する「交通空白輸送」

3 運行方法

おぐに白い森株式会社に運行業務を委託している。

4 運送しようとする旅客の範囲

小国町の住民及び小国町に用務を有する者

5 路線の概要及び路線図

小国町営バス（路線バス）路線概要（資料1：1P）及び路線図（資料1：2～10P）のとおり

※参考として11～13Pにデマンドタクシー運行路線図を掲載

6 運送の区域ごとの対価の額

町営バス運賃表（資料1：14～15P）のとおり

※参考として16～17Pにデマンドタクシー路線の運賃表を掲載

提案理由

小国町営バス（路線バス）については、3年に1度、有効期間の更新の登録が必要であり、更新の登録には小国町地域公共交通会議において協議が調っていることが必要であるため。

なお、当該協議については平成23年度山形県市町村総合交付金充当事務事業における生活交通確保対策事業に係る交付金の交付要件である検討会とみなすものとする。

【参考資料】：・小国町営バス各路線の利用者数（資料1：18P）

・小国町営バス収支状況（H17～H22）（資料1：19P）

・小国町営バス時刻表（資料1：20～21P）

小国町地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

1 計画の内容

別紙「小国町地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」のとおり

提案理由

平成23年度より国が行う「地域公共交通確保維持改善事業」を活用するために、同計画の策定が必要であるため。

小国町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に資するため並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため小国町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 小国町が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に対する協議に関すること。
- (2) 小国町におけるバス等地域公共交通のあり方に対する協議に関すること。
- (3) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項。

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 小国町副町長
 - (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者
 - (3) 住民又は利用者の代表者
 - (4) 山形運輸支局長又はその指名する者
 - (5) 道路管理者又はその指名する者
 - (6) 小国警察署長又はその指名する者
 - (7) 学識経験者その他交通会議が必要と認める者
- 2 交通会議は、必要に応じてアドバイザーを置くことができるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

- 2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置き、副町長がこれを務める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開会することができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、委任状により代理者を出席させることができることとする。

4 交通会議は、会長が議長となる。

5 交通会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛成により決するものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

6 交通会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 交通会議で協議が整った事項については、交通会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 交通会議の運営に要する経費は、国庫補助金、その他の収入をもって充てる。

(監査委員)

第10条 交通会議に監査委員を2名置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が任命する。

- 3 交通会議の会計監査は、監査委員によって行う。
- 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第11条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第12条 委員及び委任状による委員の代理者が会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができることとする。
- 2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、小国町特別職の職員の給与に関する条例に準ずるものとする。

(事務所)

第13条 交通会議は、事務所を山形県西置賜郡小国町大字小國小坂町二丁目70番地に置く。

(事務局)

- 第14条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。
- 2 事務局は、小国町役場町民課に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月3日から施行する。

